

災害時におけるタイヤの修理等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県タイヤ商工協同組合（以下「乙」という。）とは、岡山県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるタイヤの修理等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請により、乙及び乙に所属する組合員が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両及び災害応急対策に使用する車両（以下「緊急車両等」という。）のパンクしたタイヤの交換
- (2) 緊急車両等のタイヤの修理、整備及び点検
- (3) その他甲が必要と認める作業

（業務の要請等）

第3条 甲は、災害時において、前条各号に定める業務の実施を必要とするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、速やかに乙に所属する組合員のうち業務を実施することができる事業者（以下「業務可能事業者」という。）を取りまとめ、その結果を文書により甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、緊急車両等の管理者に当該報告の内容を通知することとする。

（業務依頼）

第4条 緊急車両等の管理者が行う業務可能事業者への第2条各号に定める業務の実施の依頼（以下「業務依頼」という。）は、文書により行うものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第5条 業務依頼を受けた業務可能事業者は、緊急車両等の管理者が指定する場所において、業務を実施するものとする。

（安全の確保）

第6条 緊急車両等の管理者は、業務依頼を行うに当たっては、現場の状況その他の必要な情報を提供すること等により、当該業務依頼を受けて業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の安全の確保に配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき業務可能事業者が実施する業務に要する費用は、緊急車両等の管理者が負担することとする。

2 前項の費用は、災害時の直前における市場価格を基準として、緊急車両等の管理者及び業務可能事業者が協議して定めるものとする。

(損害の補償)

第8条 甲は、業務従事者が、業務に従事した際に、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例第8号）に基づく支給の例によりその損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲は、当該各号に定める額の範囲内において補償を行うことを要しない。

(1) 業務従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 当該給付又は補償の額

(2) 乙、業務可能事業者又は業務従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 当該保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 当該損害賠償の額

(担当窓口)

第9条 この協定に関する甲の担当窓口は岡山県危機管理課、乙の担当窓口は岡山県タイヤ商工協同組合事務局とし、甲及び乙は、担当窓口の連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の担当窓口等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知する者とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定及び第10条の規定に基づく実施細目に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

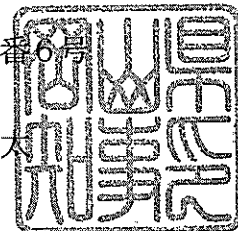
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆 大



乙 岡山市中区長岡469-2

岡山県タイヤ商工協同組合

理事長 大森 繁 幸

